

東広島市立図書館資料除籍要綱

東広島市立図書館資料収集基準に基づき、資料の除籍に関する基準を定める。

1 基本方針

- (1) 利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持する。
- (2) 長期間にわたり所在を確認できない資料を除籍することにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い、適正な蔵書構成の維持に努める。
- (3) 除籍にあたっては、個人の思想や組織の干渉等によって、特定の資料を不当に排除してはならない。

2 除籍対象外資料

次に掲げる資料は、原則として除籍の対象から除外し、除籍が必要と認められる場合でもその判断は極力慎重に行う。

- (1) 郷土資料
- (2) 行政資料
- (3) 東広島市立図書館資料選定要綱の重点収集資料にあげている資料
- (4) 貴重図書
- (5) 類書が少ない資料
- (6) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高い資料価値を有する資料
- (7) 永久保存の対象となっている雑誌
- (8) 調査研究のために保存している資料
- (9) 今後も利用が見込まれる資料（年鑑、全集、内容が関連している資料等）
- (10) 1万円以上の高価な資料
- (11) 広島県内の他の公共図書館に所蔵されていない9類の資料
- (12) 視聴覚資料（汚損・破損・亡失の場合を除く）
- (13) 館長が特に保存の必要があると認めた資料

3 除籍の対象資料

除籍の対象としてよい資料及びその基準は、次のとおりとする。

- (1) 不用資料
 - ア 受入後5年を経過し、かつ2年以上利用の無い図書（ただし、複本のない児童書を除く）
 - イ 法制度改正や実態の変動により、従来の内容では誤解を生じさせるおそれのある図書及び、記述内容に重大な誤りがあり、利用に供することが適当でない図書
 - ウ 受入後5年を経過し、時間の経過によって、利用が低下した複本
 - エ 受入後5年を経過し、同一内容で別書誌の図書を所蔵している図書

オ 保存期限を経過した新聞・雑誌

(2) 汚損・破損等資料

ア 汚れ、損傷、書き込み等がひどいため、修理、製本等ができない図書・雑誌

イ 傷・音飛び・映像の乱れ等がはなはだしく、修理不能と認められる視聴覚資料

ウ 製本・修理に著しく手間がかかる図書・雑誌

エ 汚損・破損がひどい郷土・行政資料で、複本があるもの

(3) 亡失資料

ア 「東広島市立図書館資料の弁償取り扱い要綱」に基づき、同一現品での弁償がされなかった資料。

イ 蔵書点検で3年以上継続して所在が不明な資料

4 除籍の決定

(1) 市民の要求、利用状況、資料価値等を多角的に検討し、図書館として体系的な蔵書構成が維持できるよう慎重に行う。

(2) 地域館及び移動図書館において不用になり、かつ、複本の無い資料のうち除籍対象外資料に該当するものについては、所管換えをして保存するものとする。

(3) 資料の除籍は、図書館員の合議によって行い、図書館長が決定する。

(4) 東広島市物品管理規則により処理する。

5 除籍資料の譲与

(1) 図書館は除籍を決定した不用資料を、必要に応じて無料で譲与することができる。

(2) 譲与先は、次のア～ウを優先する。

ア 市の機関

イ 市内の地域文庫

ウ 市内の公的団体

エ 市民

オ その他

附則 この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

附則 除籍図書の基準（平成14年12月12日制定）は廃止する。